

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

（令和４年分以降用）

（ 年分）

氏 名

旧措法第10条の5の4第1項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額	①	円	控 除 対 象 調 整 数 の 計 算	対象移転型特定新規雇用者総数	⑥	人
適用年の12月31日における雇用者の数	②	人		対象移転型非特定新規雇用者数	⑦	
				対象移転型非新規基準雇用者数	⑧	
調整地方事業所基準雇用者数	③			控 除 対 象 調 整 数 (⑥ - ⑦ - ⑧)	⑨	(マイナスのときは0)
特定新規雇用者基礎数	④		控 除 対 象 者 数 (③と(④+⑤+⑨)のうち少ない数)	⑩		
			雇用者給与等支給増加重複基準額 ((①÷②) × ⑩)	⑪	円	
対象非特定新規雇用者数	⑤		雇用者給与等支給増加重複控除額 (⑪ × $\frac{20}{100}$)	⑫		
旧措法第10条の5の4第2項の規定の適用を受ける場合						
調整雇用者給与等支給額	⑬	円	控 除 対 象 調 整 数 の 計 算	移転型地方事業所基準雇用者数	⑱	人
				対象移転型特定新規雇用者数	⑲	
適用年の12月31日における雇用者の数	⑭	人		対象移転型非特定新規雇用者数	⑳	
				対象移転型非新規基準雇用者数	㉑	
調整地方事業所基準雇用者数	⑮		控 除 対 象 調 整 数 (⑱ - ⑲ - ㉑ - ㉒)	㉒	(マイナスのときは0)	
特定新規雇用者基礎数	⑯		控 除 対 象 者 数 (⑮と(⑯+⑰+㉒)のうち少ない数)	㉓		
			雇用者給与等支給増加重複基準額 ((⑬÷⑭) × ㉓)	㉔	円	
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計	⑰		雇用者給与等支給増加重複控除額 (㉔ × $\frac{20}{100}$)	㉕		

雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（付表）

この明細書（付表）は、青色申告者が令和4年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の4第1項《給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》又は同条第2項《中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に使用します。

この明細書（付表）は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄に、旧措法第10条の5の4第1項の適用を受ける場合には『国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「②」欄の金額を記載します。
- (2) 「②」欄、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄、「⑧」欄、「⑭」欄、「⑰」欄、「⑱」欄、「㉔」欄及び「㉕」欄にはそれぞれ『基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書（付表）』の「①の1」欄、「⑩」欄、「②の3」欄と「⑤の3」欄のうち少ない数、「⑪」欄、「⑬」欄、「①の1」欄、「⑩」欄と「⑫」欄の合計、「⑤の3」欄、「⑪」欄及び「⑬」欄の数を記載します。
- (3) 「③」欄、「④」欄、「⑮」欄、「⑯」欄及び「⑲」欄にはそれぞれ『地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「③」欄、「⑨」欄又は「⑲」欄、「③」欄、「⑨」欄又は「⑲」欄及び「⑩」欄又は「㉔」欄の数を記載します。
- (4) 「⑬」欄に、旧措法第10条の5の4第2項の適用を受ける場合には『中小事業者の給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (5) 「控除対象調整数の計算」の各欄は、旧措法第10条の5第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「⑦」欄、「⑧」欄及び「⑲」欄から「㉕」欄までの各欄は、旧措法第10条の5第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の4